

三田市消防団活性化ビジョン

(安全に、安心して暮らせるまちづくりを目指して)

平成31年1月1日

改正 令和4年12月1日

—目次—

序論

- 第1章 三田市消防団活性化ビジョンの位置付け等 . . . 1
 - 第1節 策定の目的
 - 第2節 構成
 - 第3節 計画期間
 - 第4節 計画策定までの経緯
 - 第5節 三田市消防団の概要
 - 第6節 三田市消防団の現状課題

基本構想

- 第1章 消防団のめざすべき将来像 . . . 4
- 第2章 施策の大綱
 - 第1節 消防団ひとの活性化 (消防団員の確保・教養訓練)
 - 第2節 消防団ものの活性化 (消防団機械器具・装備の充実)
 - 第3節 消防団組織の活性化 (消防団組織の確立・地域等との連携)

基本計画

- 第1章 消防団ひとの活性化 . . . 5
 - 第1節 消防団員の確保
 - 第2節 教育訓練の実施
- 第2章 消防団ものの活性化
 - 第1節 機械器具の整備
 - 第2節 服制・装備品の整備
- 第3章 消防団組織の活性化 . . . 6
 - 第1節 組織体制の強化
 - 第2節 地域との連携
 - 第3節 事業所・学校等との連携
 - 第4節 消防団員の潜在的能力の活用
 - 第5節 情報発信・広報

資料編

- 別紙1～4

. . . 7～10

一序 論一

第1章 三田市消防団活性化ビジョン策定の目的

第1節 策定の目的

三田市における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の現状を踏まえ、総合的かつ計画的に消防団の活性化を推進するため、社会の変化に柔軟に対応し、地域住民の安心・安全を確保する組織であり続けるための方向性を示すとともに、その実現に向けた行動方針を定めるために**三田市消防団活性化ビジョン策定**する。

第2節 構成

活性化ビジョンは、基本構想・基本計画により構成する。

基本構想・・・消防団の今後の方向性明らかにし、消防団の目的を達成するため、基本的な大綱を示すもの。

基本計画・・・基本構想で示された施策の推進方向を「ひとの活性化」・「ものの活性化」「組織の活性化」の観点からこれらを推進するための長期目標を示すもの。

第3節 計画期間

- 1 基本構想は、「第5次三田市総合計画」まちづくり基本目標を踏まえ次世代につなぐ継続可能な長期的なビジョンとする。また、三田市総合計画の修正又は見直しに伴い、必要に応じ内容を見直す。
- 2 基本計画は、基本構想の計画期間にあわせ、ハード面及びソフト面の具体的な施策を示す。
- 3 基本計画を実現するための手段となる「実施計画」については別途作成し、必要に応じ修正する。

第4節 三田市消防団活性化ビジョン策定までの経緯

三田市消防団の歴史は古く昭和31年9月有馬郡三田町、三輪町、広野村、小野村、高平村の5か町村の合併により三田町消防団が発足。翌年には有馬郡藍村、本庄村と合併、昭和33年7月市制施行に伴い三田市消防団と改め、平成30年で60周年を迎えた。

三田市消防団は火災はもとより、風水害や地震などの自然災害にも対応

した活動を行い、地域に密着した災害対応機関として重要な役割を担ってきた。

しかし、由緒、伝統のある消防団にも時代の変化に伴う問題と課題が生じてきている。

近年、団員の高齢化、サラリーマン団員の増加と地域住民を含む「ひと」の意識が変化し、消防団活動の制約が懸念されているところである。

このことから、三田市消防団ありかた協議会を立ち上げ、現在の消防団が抱える様々な問題と課題を抽出するとともに、これからの三田市消防団のあるべき姿とそれを実現するための手段を三田市消防団本部に答申した。

この答申の主旨に基づき、三田市消防団本部は、消防団のビジョンと消防団の目的を達成するための基本的な大綱として、「三田市消防団活性化ビジョン」を策定した。

第5節 三田市消防団の概要

三田市消防団は、1本部7分団で組織され、団本部直轄の女性消防班、機能別班（企業連携消防団）がある。

令和4年12月1日の人員配置は、団長1名、副団長2名、分団長7名、副分団長14名、部長12名、班長68名、団員596名となっている。平均年齢は、46.0歳である。

市内に11か所ある消防器具庫については、地域防災力の集中強化を図ることを目的として、管轄内に2つある分団の器具庫を1つに集約するという統廃合を検討している。令和3年10月に第5分団（上槻瀬、鈴鹿）器具庫が高平小学校西側に、令和4年度には第3分団（広野、北浦）器具庫が広野小学校東側に新たな防災拠点として運用される。

消防団車両は、可搬ポンプ積載車13台であり各分団が管理・運用している。

第6節 三田市消防団の課題

1 災害活動の経験不足

住宅の難燃化や常備消防力の強化により、火災出動が減る一方、大規模災害時には第一線での活動が求められているが、実働経験が少なく不安を感じている団員が多い。

2 装備・施設の老朽化

消防団車両については、平成25年度に更新が一巡したところであるが、区有ポンプについて老朽化が著しく早期の更新が必要である。区有ポンプ

の購入時にも活用できる消防施設強化促進規則にある補助金額の見直しを検討する必要がある。

3 消防団員の高齢化と団員不足

新入団員のなり手となる若い世代が減少しており現行の分団体制（班体制）の維持が困難になりつつある。また雇用形態の変化によりサラリーマン団員が増加しており全団員に占める割合が約8割となっていることから、即時対応が困難である。

少子高齢化や若者の市外流出などにより、市の人口減少が進んでいることで、新入団員の確保ができず、現役団員もなかなか退団できないといった厳しい状況にある。また、団員数が減少することにより、地域での防災力・減災力の低下を招くほか、消防団車両などの装備の管理が不十分になるなどの支障が出てきている。

安全・安心を守る観点から、積極的な加入PRや団員の家族の理解が得られるような仕組みを考え、団員の確保を行っていく必要がある。また、機能別消防や女性消防団の充実、自主防災組織との連携を図っていくことなど、組織強化をさらに進めていく必要がある。

4 地域環境の変化

消防団の基盤である旧市街地や農村部（旧集落地域）では高齢世帯が増加しており災害時の自助・共助が困難である。

5 消防団事業の負担軽減

消防団の事業については、各種訓練や操法大会、防災訓練に加え、地域での防火活動などがあります。これまでも内容変更や日程短縮を行いながら、負担軽減に努めてきましたが、負担と感じる団員は少なくないため、事業のあり方を検証しさらに効率化を図っていく必要がある。

6 消防車両などの資器材配備の見直し

消防団は、火災対応だけでなく水害や捜索活動などあらゆる災害に対応しており、地域からもそれを求められるようになってきている。そのため、火災対応を中心としたものから他の災害にも対応できる資器材の配備を進めることが求められる。また、組織の再編の検討と合わせて配備の見直しを進めるとともに、各地域の実情や出動体制も考慮しながら、適正な配備を行っていくことが必要である。

－基本構想－

第1章 消防団のめざすべき将来像

消防団は、地域密着性や要員動員、日頃からの訓練による即時対応能力といった面で特にすぐれており、これまでも数多くの災害に出動し、常備消防とともに地域における消防防災の要となっている。

めざすべき消防団の将来像は、「全消防団員が高い目的意識を持ち、地域に根付き、市民に信頼され、活気あふれた次世代に誇れる組織」である。

第2章 施策の大綱

第1節 消防団ひとの活性化（消防団員の確保・教養訓練）

あらゆる方法で消防団員を確保し、各消防団員には、消防団員としての高い目的意識を保持させる施策を展開する。

また、災害活動・救命処置等広く知識・技能を習得するとともに、地域防災力の実態把握及び広報活動を行うことにより、地域防災のリーダーとしての消防団員の資質向上を図る。

第2節 消防団ものの活性化（機械器具・装備の充実）

消防団車両及び備品等を計画的に更新するとともに、震災等の災害救助活動のための防災資機材の整備に努める。

また、平成25年12月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、更なる消防活動上必要な装備品の充実に努める。

第3節 消防団組織の活性化（消防団組織の確立・地域等との連携）

災害対応力のある消防団組織体制を確立するとともに、消防団と事業所及び学校等が連携できる活動環境の創造に努める。

また、地域との連携を強化し、Facebook や Instagram 等のSNSを中心にあらゆるメディアを活用して消防団から情報発信を行う。

一基本計画一

第1章 消防団ひとの活性化

第1節 消防団員の確保

- 1 若い積極的な消防団員を確保する手法を検討する。
- 2 随時、消防団員報酬・費用弁償等を見直し、必要に応じ改定に努める。
- 3 女性消防団員の入団促進を行う。
- 4 消防団員及びその関係者に対する表彰等の充実に努める。
- 5 消防団員に対する福利厚生の充実に努める。

第2節 教育訓練の実施

- 1 消防団員としての高い目的意識を醸成するため、訓練・研修の機会を充実させ、地域の実情把握及び広報活動を実施する。
- 2 消防団本部が主催・招集する訓練はもとより、地区・分団毎の訓練を充実し、技術の向上に努める。
- 3 大震災、水害等の災害を想定した実践訓練を実施する。
- 4 救命処置の技術、初期防災活動の技術を習得し、地域防災のリーダーとして活躍できるよう教育訓練を実施する。

第2章 消防団ものの活性化

第1節 機械器具の整備

- 1 消防団車両及び消防団器具庫並びに装備等を計画的に更新する。
- 2 震災等の災害救助活動に活用できる初期防災資機材の整備に努める。
- 3 消防団タブレットの活用充実に努める。

第2節 服制・装備品の整備

- 1 火災及び風水害並びに震災等の消防活動時の安全対策として、防護具等の装備を充実する。
- 2 消防団被服を更新する際には、若年層に受け入れられやすく、機能的なものを検討する。

第3章 消防団組織の活性化

第1節 組織体制の強化

- 1 分団を越えた相互応援体制を構築する。
- 2 火災等災害活動等において常備消防と連携を図るため、平時から情報交換を実施する。

第2節 地域との連携

- 1 消防団が主催し又は消防団が参加する行事等への住民参加を促すなど、地域住民との連携を図る。
- 2 校区毎に実施される自主防災訓練に、指導的立場で参加する。また、地域が主催する防火防災訓練には地域防災のリーダーとして参加する。

第3節 事業所・学校等との連携

- 1 消防団協力事業所表示制度を導入し、事業所に対して消防団活動の理解と協力を求める。
- 2 事業所、学校等と連携し、さらに機能別班・消防サポーター・学生消防団認証制度等を推進する。

第4節 消防団員の潜在的能力の活用

- 1 消防団員の職業能力等を実戦及び訓練等に有効に活用できる施策を検討する。
- 2 消防団員の個人的な特技等を消防団活動に関連させ、生かす施策を検討する。

第5節 情報発信・広報

- 1 消防団から積極的に消防団の活動等について情報を発信する。
- 2 火災予防だけではなく、広く防災・救急について Facebook、Instagram 等 SNS などのあらゆるメディアを活用して広報する。